

○経済産業省告示第十八号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第六号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号（主要電気工作物を構成する設備を定める告示）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年二月二十七日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

二 火力発電所		改正後	
		主要電気工 作物	主設備
二 火力発電所		改正前	
		主要電気工 作物	主設備

[略]	燃料設備
[略]	<p>バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができ るもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びに これらから製造される製品を 除く。）をいう。）を原材料 とする燃料の受入設備、運搬 設備及び貯蔵設備、廃棄物固 形化燃料の貯蔵設備、油タン</p>

[略]	燃料設備
[略]	<p>廃棄物固形化燃料を貯蔵する 設備、油タンク及びガスタン ク、液化ガス用貯槽（安全弁 を含む。以下この号において 同じ。）、防液堤（アンモニ アを燃料として使用するもの に限る。）、液化ガス用気化 器（安全弁を含む。以下この 号において同じ。）、ガス用 又は液化ガス用の外径百五十</p>

	<p>ク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、防液堤（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、液化ガス用気化器（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、ガス用又は液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上の配管及び導管並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備</p>
	<p>ミリメートル以上の配管及び導管並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備</p>

備考 表中の「」は注記である。	[略]
	[略]
	[略]
	[略]